

島振協第171号
令和6年3月19日

島根県市長会会長
島根県町村会会長
島根県市議会議長会会長
島根県町村議会議長会会長

様

公益財団法人島根県市町村振興協会
理事長 久保田 章市

市町村関係4団体研修会開催費補助金交付要綱の一部改正に
ついて（通知）
このことについて、別紙のとおり改正しましたのでご承知ください。

記

1. 改正内容

別紙 交付要綱新旧対照表のとおり

2. 主な改正理由

- ・申請団体の職員を対象とする研修も補助の対象とする。
- ・交付金の交付事務を簡素化するため、精算金請求書を廃止する。
- ・補助額に千円未満の端数があるときは切り捨てた額とする。

3. 施行日

令和6年4月1日